

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	10	担当課	農地整備課
法令名	海岸法	根拠条項	12 - 1	不利益処分の種類	海岸保全区域内での監督処分	
<p>(監督処分及び損失補償)</p> <p>第12条</p> <p>海岸管理者は、次の各号の一に該当するものに対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除去、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 第七条第一項(海岸保全区域の占用の許可)又は第八条第一項(海岸保全区域における行為の許可)の規定に違反した者</p> <p>二 第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者</p>						